

お客さま各位

三井住友海上火災保険株式会社
代理店 株式会社重政保険事務所

令和6年能登半島地震被害における経過措置についてのご案内

このたびの令和6年能登半島地震により、被害を受けられました皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。
弊社では、下記のとおり、火災保険、自動車保険にご加入のお客さまからの被害（事故）のご連絡、お問い合わせを承っております。

また、今回の令和6年能登半島地震により、以下の地域に災害救助法が適用されましたので、被災契約者の皆さまに対しまして、別紙のとおり一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置を実施いたします。

本対応をご希望の場合には、大変恐れ入りますが、弊社または三井住友海上火災保険株式会社までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

<お客さまからの災害のご連絡、お問い合わせ先>

● (株) 重政保険事務所 災害対策室

〒920-8202 石川県金沢市西都2丁目40番地 吉原ビル1階1号

TEL 076-225-8495 FAX 076-225-8496

Mail shigemasahoken@shigemasahoken.com

● 三井住友海上火災保険株式会社

■ 損害保険・被害（事故）に関するご連絡

① インターネット（以下のQRコードから事故連絡）



② 損害保険・事故受付センター（24時間365日受付）

○ 住宅・店舗など自動車保険以外

電話：0120-258-189（無料）

○ 自動車保険

電話：0120-258-365（無料）

<お客さまから事故受付後の進捗状況など、お問い合わせ先>

電話：0120-301-172（無料）

<お客さまデスク（災害救助法適用含む）のご連絡先>

電話：0120-632-277（無料）

災害救助法の適用について

＜適用地域と法適用日＞

都道府県	市町村	法適用日
新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町	1月1日
富山県	富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町	
石川県	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町	
福井県	福井市、あわら市、坂井市	

《損害保険》

【自賠償以外の取扱い】

ご対応可能な項目	ご対応の内容
1. 継続契約の締結手続の猶予	法の適用日から6か月後の末日までに満期日が到来する被災された保険契約者の契約の継続手続きを、法の適用日から最長6か月後の末日まで猶予します。
2. 保険料払込の猶予	法の適用日から6か月後の末日までに被災された保険契約者が払込むべき保険料の払込について、法の適用日から最長6か月後の末日まで猶予します。
3. 積立保険の任意解約をA表解約とする緩和措置	法の適用日から6か月後の末日までに被災地域に居住された保険契約者が積立保険の任意解約を申し出た場合に、A表を適用して計算した解約返戻金を返還します。
4. 積立保険の満期時・解約時・契約者貸付の本人確認簡素化	法の適用日から6か月後の末日までに被災地域に居住された保険契約者が満期手続、解約・契約者貸付の手続きを申し出た際に、保険証券を紛失している場合などは本人確認を簡素化します。

【自賠償の取扱い】

ご対応可能な項目	ご対応の内容
1. 解約の取扱い	ご契約のお車が罹災した場合、罹災日翌日付での日割解約が可能となります。
2. 特約代理店（自賠償保険取扱代理店）の保険料精算期限（「7日以内」）についての特別措置	当災害の影響により保険料精算期限（「7日以内」）に精算できない場合、その件数を7日以内精算ルールの対象から除外できることとします。

《生命保険》

ご対応可能な項目	ご対応の内容
1. 保険料払込猶予期間の延長	災害救助法適用地域の被災者から申し出があった場合、払込猶予期間を法の適用日から6か月後の末日まで延長します。
2. 保険金支払いの簡易迅速取扱い	保険金・給付金の支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをします。
3. 契約者貸付の簡易迅速取扱い	契約者貸付の申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをします。

以上